

# 令和6年度 閲 覧 設 計 書

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 工 事 名   | 川内港整備(起債)工事(R6-2工区) |
| 工 事 箇 所 | 薩摩川内市港町唐浜地内         |
| 港 湾 名   | 川内港(唐浜地区)           |
| 工 期     | 275日間               |

## 【閲 覧 設 計 書 内 訳】

|            |       |
|------------|-------|
| 内 訳        | 添付の有無 |
| 特記仕様書      | ○     |
| 図面         | ○     |
| 設計内訳(金抜) ※ | ○     |
|            |       |
|            |       |
|            |       |
|            |       |
|            |       |
|            |       |
|            |       |

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課

河川港湾課 港湾漁港係

## 【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認

電子閲覧



鹿児島県

北薩地域振興局建設部 河川港湾課

# **特記仕様書**

工事名：川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

港湾名：川内港（唐浜地区）

地区名：薩摩川内市港町唐浜地内

## **第1条 準拠図書**

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| (1)土木工事共通仕様書     | (鹿児島県土木部・令和6年4月)  |
| (2)土木工事施工管理基準    | (鹿児島県土木部・令和4年1月)  |
| (3)土木請負工事必携      | (鹿児島県土木部・平成28年4月) |
| (4)工事関係書類の様式の統一化 | (鹿児島県土木部長通知)      |
| (5)港湾工事共通仕様書     | (国土交通省港湾局・令和5年3月) |
| (6)その他関係法令規則等    |                   |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

## **第2条 施工条件明示**

次の施工条件明示によるものとする

## 施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

| 明示事項             | 明示内容   | 出典                               | 該当項目             |
|------------------|--|----------------------------------|------------------|
|                  |  | 頁                                |                  |
| 基本事項             | <p>概算数量発注</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概算数量発注方式により積算・工期設定<br/>　　設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与</li> <li>・設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与</li> </ul>  | 共通仕様書<br>11-7-1-14               | 11-73            |
| 契約保証金            | ・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。   | 契約書<br>第4条                       | — ○              |
| 前払金              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額の前払金を各年度の対象金額の40%の範囲内で支払うことができる。</li> <li>・中間前払金を請求することができる。ただし、前払金と中間前払金との合計は、対象金額の10分の6を超えないものとする。</li> <li>・ここでいう対象金額は、各年度の請負代金支払限度額とする。各年度の請負代金支払限度額は、下記に示す範囲を目安として、発注者と協議の上、別途契約するものとする。<br/>　　令和6年度 全体請負金額の概ね87%<br/>　　令和7年度 全体請負金額の概ね13%</li> </ul> | 契約書<br>第35条                      | — ○              |
| 部分払い             | ・部分払いの請求は2回以内で、前払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。   | 契約書<br>第38条                      | — ○              |
| 契約工期             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約工期は、275日間とする。</li> <li>・翌年度への繰越予定</li> </ul>   | 共通仕様書<br>11-7-1-21               | 11-77 ○<br>○     |
| 余裕期間             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・余裕期間設定契制度の対象工事</li> <li>・〇〇日、〇月〇日まで</li> </ul>   | 共通仕様書<br>11-7-1-30               | 11-82 —          |
| 週休2日（試行）         | ・「週休2日」試行工事  | 共通仕様書<br>11-7-2-9                | 11-86 ○          |
| 請負代金内訳書及び工事費構成書  | ・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事   | 共通仕様書<br>3-1-1-1                 | 3-1 ○            |
| 品質証明             | ・予定価格1億円以上で対象工事  | 共通仕様書<br>3-1-1-6                 | 3-5 —            |
| 監理技術者等の途中交代      | ・技術者の途中交代  | 共通仕様書<br>11-7-1-3                | 11-69 ○          |
| 監理技術者等の専任を要しない期間 | ・請負金額4,000万円以上の工事  | 共通仕様書<br>11-7-1-4                | 11-70 ○          |
| 現場代理人常駐          | ・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化   | 共通仕様書<br>11-7-1-5                | 11-70 ○          |
| 現場代理人兼任（試行）      | ・現場代理人の兼任に関する運用の試行<br>兼任可能3件、80,000千円未満など  | 共通仕様書<br>11-7-1-19               | 11-74 —          |
| 特例管理技術者の配置       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事</li> <li>・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事</li> </ul>  | 共通仕様書<br>11-7-1-18               | 11-74 —<br>○     |
| 中間検査             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、中間検査を実施する工事（原則2,000万円以上）</li> <li>・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）</li> </ul>  | 共通仕様書<br>3-1-1-8<br>11-7-1-17    | 3-5 ○<br>11-73 — |
| 施工体制台帳<br>施工体系図  | ・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い   | 共通仕様書<br>1-1-1-10<br>11-7-1-9,10 | 1-8<br>11-71 ○   |
| 法定外の労災保険付与       | ・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事   | 共通仕様書<br>1-1-1-42                | 1-31 ○           |
| 熱中症対策            | ・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事   | 共通仕様書<br>11-7-1-13               | 11-73 ○          |
| 時間的制約を受ける工事      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間的制約を受ける公共土木工事の積算</li> <li>①工事全体で制約</li> <li>②現道上の工種で制約</li> <li>③積算しない</li> </ul>  | 共通仕様書<br>11-7-1-15               | —<br>—<br>—<br>— |

## 施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

| 明示事項   | 明示内容   | 出典   | 頁     | 該当項目 |
|--|--|--|-------|------|
| 施工箇所点在<br>現場環境改善<br>(イメージアップ)<br>CCUS<br>排出ガス対策型<br>第3次基準値<br>地域外労働者確保<br>国土調査の基準点<br>電子納品<br>県産資材の優先使用<br>下請工事管内優先活用<br>快適トイレ<br>第三者技術調整会<br>危機事象時緊急連絡先<br>暴力団不当介入<br>環境改善<br>(工事編) | ・施工箇所が点在する工事の積算方法<br>「○○地区、○○地区、○○地区」<br>一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定                            | 共通仕様書<br>11-7-1-24                             | 11-78 | —    |
|  | ・現場環境改善の適用工事   | 共通仕様書<br>11-7-1-20                             | 11-75 | ○    |
|  | ・建設キャリアアップシステム活用工事   | 共通仕様書<br>11-7-1-11                             | 11-72 | ○    |
|  | ・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合<br>○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械        | 共通仕様書<br>11-7-2-11                             | 11-86 | —    |
|  | ・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合<br>○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械 |  |       | —    |
|  | ・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について<br>三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻島、与路島、諸島の工事                     | 共通仕様書<br>11-7-1-31                             | 11-82 | —    |
|  | ・国土調査の基準点等測量標識等の保全   | 共通仕様書<br>11-7-2-1                              | 11-83 | ○    |
|  | ・電子納品ガイドライン対象工事  | 共通仕様書<br>11-7-1-1                              | 11-69 | ○    |
|  | ・県産資材の優先使用   | 共通仕様書<br>11-7-1-7                              | 11-70 | ○    |
|  | ・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用   | 共通仕様書<br>11-7-1-8                              | 11-71 | ○    |
|  | ・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事   | 共通仕様書<br>11-7-1-12                             | 11-72 | ○    |
|  | ・本工事は、第三者技術調整会を開催する工事<br>・本工事は、第三者技術調整会を開催を予定していない工事                                     | 共通仕様書<br>11-7-1-23                             | 11-77 | —    |
|  | ・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応<br>地域振興局名： 北薩地域振興局建設部河川港湾課<br>緊急連絡先： 0996-25-5652               | 特記事項   | —     | ○    |
|  | ・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置  | 共通仕様書<br>11-7-1-2                              | 11-69 | ○    |
|  | ・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。  | 共通仕様書<br>1-1-1-45                              | 11-31 | ○    |
| 工程<br>関<br>係   | 河川区域制約   | ・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。                   | 特記事項  | —    |
|  | 占用物件など   | ・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。                  | 特記事項  | —    |
|  | 部分引き渡し   | ・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。                       | 特記事項  | —    |
|  | 作業不能日数   | ・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。                  | 特記事項  | —    |
|  | 他工区との調整  | ・別途発注する関連工事（別途発注工区・直轄工事）の請負者と、綿密な工程調整を行う必要がある。 | 特記事項  | ○    |

## 施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

| 明示事項     |                   | 明示内容  | 出典     | 該当項目    |         |                    |         |
|----------|-------------------|---|--------|---------|---------|--------------------|---------|
|          |                   |   | 頁      |         |         |                    |         |
| 用地<br>関係 | 補償物件              | ・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。   | 特記事項   | —       |         |                    |         |
|          | 工作物               | ・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。  | 特記事項   | —       |         |                    |         |
|          | 仮設ヤード             | ・本工事におけるケーン製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。<br>(1) 場 所：川内港（唐浜地区）岸壁（-5.5m）背後の港湾用地<br>(2) 期 間：工事期間中<br>(3) 復旧条件：原形復旧                            | 特記事項   | — ○     |         |                    |         |
| 公害<br>関係 | 公害防止              | ・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブルハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。                               | 特記事項   | —       |         |                    |         |
|          | 水替・流入防止対策         | ・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。   | 特記事項   | —       |         |                    |         |
| 工事<br>関係 | I C T 活用工事        | ・発注者指定型（土工）10,000m <sup>3</sup> 以上  | 試行要領   | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（土工）   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（作業土工（床掘））   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（土工（1,000m <sup>3</sup> 未満））   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（小規模土工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（法面工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（舗装工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（舗装工（修繕工））   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（付帯構造物設置工）   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（地盤改良工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（河川浚渫工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））   |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（基礎工）  |        | —       |         |                    |         |
|          |                   | ・受注者希望型（擁壁工）  |        | —       |         |                    |         |
|          | コンクリート工           | ・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、別紙の第3条 その他 に記載する。  | 特記事項   | ○       |         |                    |         |
|          |                   | 呼び強度  | スランプ   | 空気量     | 粗骨材最大粒径 |                    |         |
|          |                   | —   | —      | —       | —       |                    |         |
|          |                   | 使用工種  | 水セメント比 | セメントの種類 | その他     |                    |         |
|          |                   | —   | —      | —       | —       |                    |         |
|          | スランプ              | ・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について   |        |         |         | 共通仕様書<br>11-7-2-10 | 11-86 ○ |
|          | シラスコンクリート2次<br>製品 | ・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスプロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用） |        |         |         | 共通仕様書<br>11-7-2-6  | 11-85 — |
|          | 交通誘導警備員           | ・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示   |        |         |         | 共通仕様書<br>11-7-1-22 | 11-77 — |

#### 施工条件明示（特記すべき事項）

## 川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

## 施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

| 明示事項                   | 明示内容  |   |                  |                    | 出典                 | 該当項目                          |  |  |
|------------------------|---|---|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|--|--|
|                        | 資材名   | 規 格   | 備 考<br>(使用箇所)    |                    | 頁                  |                               |  |  |
| 再生資源の利用                | 再生加熱アスファルト混合物   | A s 量 ▲%密粒再生  |                  |                    | 共通仕様書<br>11-7-1-25 | 11-78                         |  |  |
|                        | 再生切込碎石（かごしま認定リサイクル製品）                                 | RC-40   | 基礎碎石 t=20cm（函台工） |                    |                    |                               |  |  |
|                        | ・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。                       |   |                  | 共通仕様書<br>11-7-1-26 | 11-80              | —                             |  |  |
| 建設発生土の利用               |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| 建設副産物の搬出               | 廃棄物の種類  | 施設の名称   | 所在地              | 運搬距離               | 共通仕様書<br>11-7-1-25 | 11-78                         |  |  |
|                        | コンクリート  |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | アスファルト  | —   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | 木くず   | —   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | 刈草・選定枝葉   | —   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| 建設汚泥の再生利用<br>①処理概要     | 中間処理の場所   | 中間処理の方法   | 再生品の品質           | 利用用途               | 共通仕様書<br>11-7-1-25 | 11-78                         |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | 品質区分基準  | 指標等   |                  | 試験回数               | 共通仕様書<br>11-7-1-25 | 11-78                         |  |  |
|                        | 品質基準  | コーン指数   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| ②「建設汚泥処理土の品質区分基準」      | 生活環境保全上の基準  | 土壌環境基準（環境基本法）   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        |   | 特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| 建設汚泥の搬出<br>①施設の名称及び所在地 | 廃棄物の種類  | 施設の名称   | 所在地              | 運搬距離               | 共通仕様書<br>11-7-1-25 | 11-78                         |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | ○○処分場：○○時○○分～○○時○○分                                   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        | エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分                               |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| ③その他<br>仮置き等必要条件       |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
|                        |   |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| 舗装切断作業時に発生する排水の処理      | 舗装切断作業時に発生する排水の処理について                                 |   |                  |                    | 共通仕様書<br>11-7-1-28 | 11-81                         |  |  |
| 根株、伐採木等の利用<br>発生工事     | 保管場所：○○市○○町○○地内                                       |   |                  |                    | 共通仕様書<br>11-7-1-27 | 11-81                         |  |  |
|                        | ・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。 |   |                  |                    |                    |                               |  |  |
| その他                    | 関係機関との協議  | ・本工事における、陸上工事・海上工事については、荷役会社等の港湾利用者へ工事内容等を説明し、工程を調整し施工すること。また、港湾内の事業所等に近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。 |                  |                    |                    | 共通仕様書<br>1-1-1-37<br>11-7-2-5 |  |  |
|                        | 施工体制点検業務への協力  | ・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。   |                  |                    |                    | 1-28<br>11-85                 |  |  |
|                        | 路上工事の縮減   | ・路上工事縮減に関する行動計画<br>①お盆<br>②年末年始<br>③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）  |                  |                    |                    | 特記事項<br>—<br>—<br>—           |  |  |

## 施工条件明示（特記すべき事項）

川内港整備（起債）工事（R6-2工区）

| 明示事項      | 明示内容  | 出典                | 頁    | 該当項目 |
|-----------|---|-------------------|------|------|
| 漁協権者との調整  | ・工事着手前に、漁業権者と工法、施工時期等について説明し、港湾工事の理解と協力を得ること。   | 特記事項              | －    | ○    |
| 工事現場発生品   | ・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。<br>現場発生品名<br>引渡場所  | 共通仕様書<br>1-1-1-18 | 1-12 | —    |
| 支給材料及び貸与品 | ・本工事における支給品は、下記のとおりとする。<br>支給品名<br>規格<br>数量・単位<br>支給場所  | 共通仕様書<br>1-1-1-17 | 1-11 | —    |
| 部分使用      | ・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。<br>(1) 部分使用範囲：別添図のとおり<br>(2) 目的：<br>(3) 部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 | 契約書<br>第34条       | －    | —    |

# 第3条 その他

## 船舶の回航費の積算

### 第1項 作業船の回航

- 1) 本工事で使用する作業船 [グラブ浚渫船(普通地盤用・D 5.0m3)] の回航費は、川内港を基地港としていることから費用を計上していない。
- 2) 契約後、必要となる船舶の在港が確認できない場合は、当該港への入出港が川内港と異なることを書面等をもって確認し、甲乙協議のうえ、受注者の責によらず必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。  
なお、回航に伴う確認請求は、原則として契約後最初に行う施工計画書の立案時に行うこと。

## 潜水技士及び海上起重作業管理技士

### 第2項 潜水技士及び海上起重作業管理技士の適正な配置の徹底

請負者は、本工事の安全、的確、円滑な施工を確保するため、下記の配置要領に基づき、潜水技士及び海上起重作業管理技士の配置を適正に行うこと。

- 1) 港湾工事等潜水作業従事者配置要領
- 2) 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

## コンクリート構造物の品質確保

### 第3項 コンクリート

本工事に使用するコンクリートは、原則としてJISマーク表示認証工場を選定する。なお、JISマーク表示認証工場のない地域は、配合報告書を提出するとともに、監督職員の立会の下、試験練りを行い承諾を得ること。

### 第4項 コンクリートの種類及び品質

コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミキストコンクリートとし、品質については次表のとおりとする。

| コンクリートの種類            | 呼び強度                          | 荷下し地点<br>スランプ° | 粗骨材の最大寸法<br>mm | セメントの種類 | 荷下し地点<br>空気量            | 水セメント比         | 備考           |
|----------------------|-------------------------------|----------------|----------------|---------|-------------------------|----------------|--------------|
| ケーソン製作<br>コンクリート(鉄筋) | δ 28 N/mm <sup>2</sup><br>3 0 | cm<br>1 2      | mm<br>2 0      | 高炉B     | %<br>4 . 5<br>(± 1 . 5) | %<br>5 0<br>以下 | ケーソン<br>(鉄筋) |
| 本体・上部工<br>コンクリート(無筋) | δ 28 N/mm <sup>2</sup><br>1 8 | cm<br>8        | mm<br>4 0      | 高炉B     | %<br>4 . 5<br>(± 1 . 5) | %<br>6 5<br>以下 |              |

※1 レディーミキストコンクリート工場は、原則としてJISマーク表示許可工場を選定する。

また、コンクリートの圧縮強度試験、材令28日強度については、北薩地域振興局建設部管外のコンクリート工場の場合、基本的に公的機関で行うこと。

試験練等の立会確認が必要となった場合は、監督職員が立ち会うこととする。

※2 コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミキストコンクリート(普通コンクリート)とし、品質については上述のとおりとする。

※3 コンクリート供試体製作時(打設毎全本数)に下記名札を型枠にセットし、圧縮強度試験時に目視及び写真確認出来るように貼り付けること。

|       |   |
|-------|---|
| 工事名   | 川内港整備(起債)工事(O-O工区)                        |
| 工種    | ケーソン製作(O-O護岸:O段目)                         |
| 種別    | 高炉セメント(B)(30N/mm <sup>2</sup> -12cm-20mm) |
| 打設年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日                               |
| 現場代理人 | 〇〇 〇〇                                     |
| 監督職員名 | 技術主査 〇〇 〇〇                                |

## ケーソンの製作・転置

### 第5項 ケーソン製作ヤード

1. ケーソン製作場所は、川内港（唐浜地区）の岸壁（-5.5m）背後の野積場用地を使用する予定である。（使用開始時期：令和6年10月以降）  
なお、使用に当たっては、諸手続き（野積場占用使用許可申請）を、北薩地域振興局建設部建設総務課管理係に於いて完了した上で使用すること。
2. ケーソン製作完了後は、ヤード整理・清掃をしたうえで監督職員の確認を受けること。

### 第6項 ケーソン仮置ヤード

ケーソンの仮置場所は、上記ケーソン製作ヤードと同じとし、海上への積込みが可能な場所を選定し、監督職員と協議すること。

### 第7項 ケーソンの脱枠、転置強度は下記のとおりとする。

| 種類   | 脱枠強度<br><small>N/mm<sup>2</sup>以上</small> | 転置強度<br><small>N/mm<sup>2</sup>以上</small> | 備考            |
|------|---|---|---------------|
| ケーソン | 5.0                                       | —   | 本体工<br>ケーソン製作 |

## 港湾・漁港工事における捨石・被覆石

### 第8項 材料の種類等

石材の種類については次のとおりとする。

また、規格寸法、比重、強度をJISA5006硬石相当品とする。

| 種類   | 規格<br><small>kg/個</small> | 圧縮強さ<br><small>N/cm<sup>2</sup>以上</small> | 使用工種        |
|------|---------------------------|---|-------------|
| 基礎捨石 | 100                       | 4,903.3                                   | 基礎工<br>基礎捨石 |

(1) 材料使用承認願いには、公的機関の実施した石材圧縮強度試験成績証と石材の産地等の判る写真を添付すること。

また、監督職員は必要に応じ採石場に出向き、確認することができる。

(2) 現場に搬入された石材の中から原則として一工事につき最低1回、産地毎及び10,000m<sup>3</sup>に1回を抜取りして比重・強度等について同質のものか試験により確認する。（試験はJISA5006の試験法による）

## 港湾・漁港工事における現場環境改善の実施

### 第9項 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、周辺環境の美装化や現場事務所および作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
2. 現場環境改善については、別表-1の中から概ね5つの内容を選択し実施するものとする。
3. 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
4. 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
5. 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
6. 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

[別表－1]

| 計上費目      | 実施する内容   |
|-----------|--|
| 仮設備関係     | 仮設備の設置、美装化に要する費用<br>1. 垂れ幕（横断幕）,<br>2. 工事看板（説明板・案内板・PR看板）,<br>3. 緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）,<br>4. ライトアップ   |
| 安全関係      | 安全器具の美装化、清掃に要する費用<br>1. 器具美装化（パリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）,<br>2. 工事標識,<br>3. 安全標識照明,<br>4. 安全器機（カラーコーン・回転灯）,<br>5. 安全具（救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴<br>・安全帯・消火器）),<br>6. 清掃費、熱中症対策、防寒対策 |
| 役務関係      | イメージアップに係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用   |
| 営繕関係      | 現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用<br>1. 施設美装化（現場事務所・現場休憩所<br>・作業員宿舎）,<br>2. インフォメーション施設の設置および管理運営,<br>3. 行事の開催   |
| 防災・危機管理関係 | 防災訓練に要する費用<br>1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に<br>使用する作業船・重機の燃料費,<br>2. 回航えい航費・運搬費,<br>3. 資機材の費用  |
| 担い手育成関係   | 現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用<br>1. 現場見学会の開催・見学用設備,<br>2. パンフレット・工法説明ビデオ,<br>3. 出張講座の資料作成  |

[別表－2]

| 現場環境改善実施内容に関する名称   | 損耗率      |
|--|----------|
| 緑化・花壇、パンフレット・工法説明ビデオ、その他（完成予想図、法説明図、工事工程表など他の工事に転用できない物） | 100%（箇所） |
| デザイン工事看板   | 10%（／月）  |
| ライトアップ施設   | 8%（／月）   |
| 電光式標識  | 4%（／月）   |
| 備品類  | 2%（／月）   |

- (注) 1. 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。  
 2. 類似品は、上表損耗率を準用できる。  
 3. 一工事において、損耗率が100%を越える場合は、上限値は100%とする。  
 4. 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。  
 ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

(参考)

## 現場環境改善実施計画書

令和〇〇年度　〇〇〇〇工事（〇〇工区）

| 項目        | 現場環境改善を含んだ額<br>A | 共通仮設費<br>計上額<br>B | 差額<br>C | 損耗率<br>D | 数量<br>N | 月数<br>M | 金額      |
|-----------|------------------|-------------------|---------|----------|---------|---------|---------|
| 仮設備関係     |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 購入品       | A                | B                 | A-B     | D        | N       | M       | C*D*N*M |
| リース品      | A                | B                 | A-B     | —        | N       | M       | C*N*M   |
| 安全関係      |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 役務関係      |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 當繕関係      |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 防災・危機管理関係 |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 担い手育成関係   |                  |                   |         |          |         |         |         |
| 合計        |                  |                   |         |          |         |         |         |